少対第３４２号
平成28年８月31日

市　町　村　長　　様

新 潟 県 福 祉 保 健 部 長

保育所等における保育士の配置に係る特例について（通知）

日頃、本県の保育行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

平成28年２月29日付け児第1179号通知において、標記特例に係る本県の運用については、追って通知するとしていたところですが、このたび、運用について別紙「保育所等における保育士の配置に係る特例に関する取扱い」のとおり定めましたので通知します。

貴職におかれては、管内の関係者に対して周知するとともに、運用に遺漏のないよう御配意願います。

担　当：少子化対策課保育支援係
ＴＥＬ：０２５－２８０－５２１５

別　紙

保育所等における保育士の配置に係る特例に関する取扱い

平成28年２月18日付け雇児発0218第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「厚生労働省通知」という。）による保育所等における保育士の配置に係る特例に関する新潟県の取扱いは次のとおりとする。

１　厚生労働省通知中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、次のとおりとする。

・　保育所で保育業務に従事した期間が常勤換算で１年を超える者
（子育て支援員研修を受講するよう努めるものとする。）
・　子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

２　厚生労働省通知中「幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢」は、次のとおりとする。

・　幼稚園教諭：３歳以上児
・　小学校教諭、養護教諭：５歳児
（小学校教諭、養護教諭は、子育て支援員研修を受講するよう努めるものとする。）

３　各特例の実施に当たり、対象地域の限定は行わないものとする。

４　厚生労働省通知中「各特例の対象となる保育所等の要件」は、次のとおりとする。

・　過去３年間の指導監査において、県から勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めない。
・　処遇改善等加算を受けている保育所等のうち賃金改善要件に取り組んでいるもののみを対象とする。（公立は全て対象とする。）

５　その他、次の点について留意すること。

・　保育は、専門的知識と技術を要する保育士が行うことが原則であること。
・　保育士の確保の努力なしに各特例を利用することのないようにすること。
・　現在雇用している保育士を特例の対象者として置き換えることのないようにすること。
・　各特例を利用する場合は、指導監査時などに、待機児童の発生状況や保育士の不足状況等、特例を利用する理由を説明できるようにしておくこと。